

ハッピーエイジング&ソナエ博2016秋

# 遺産相続の天国と地獄

～弁護士が経験した

“本当にあった怖い実例”～

ハッピーエイジング&ソナエ博2016秋

入江・置田法律事務所

代表弁護士 置田 浩之

# 弁護士置田浩之 プロフィール



- ・ 大阪市生まれ
  - ・ 東京大学法学部 卒業
  - ・ 東京大学大学院法学政治学研究科 修了
  - ・ 東京都内の銀行勤務（企業融資担当）
  - ・ 大阪大学法科大学院 修了
  - ・ 平成22年1月 弁護士登録（大阪弁護士会）・法律事務所勤務開始
  - ・ 平成24年2月 税理士登録
  - ・ 平成27年12月 入江・置田法律事務所開設
- 遺言・相続・事業承継を重点取扱分野とし、数多くの相続紛争案件を手掛ける。

# 第1 序論

---

- 1 相続手続の流れ
- 2 相続問題の紛争類型
- 3 相続の生前対策
- 4 相続に関わる専門家たち

# 1 相続手続の流れ

## 遺言書がある時

遺言書の開封・検認（自筆遺言の場合のみ）

遺言執行者による遺言執行  
（「相続させる」旨の遺言では、  
遺言執行すら不要）

## 遺言書がない時

相続調査

相続人・相続財産の確定

遺産分割協議・調停等

遺産分割協議書の作成・名義変更

Q 遺産分割協議はいつまでに終わらせなければならないか？

- ① 相続の承認・放棄の期限である「自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内」（民法915条1項）
- ② 相続税申告・納付の期限である「相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内」（相続税法27条1項）
- ③ 相続の開始があったことを知った時から3年以内

# A 遺産分割協議には何ら期間制限がない。

- 遺産分割協議の期限を定めた法律は存在しない。
- 相続税の申告期限までに遺産分割協議をまとめなければならないのは、相続税軽減の特例（e.g.小規模宅地の特例、配偶者の軽減措置）を受けるため。
- 相続税申告期限に遺産分割協議が調わなければ、遺産は未分割の状態ですべて申告書を提出。後日、遺産分割協議がまとまった段階で、更正の請求や修正申告がなされる。



**遺産分割協議を巡る相続人間の紛争が一旦発生すると、長期化・泥沼化する傾向が強い！**

## 2 相続問題の紛争類型（その1）

### ①遺産分割調停・遺産分割審判

- ・相続人間の遺産分割協議がまとまらない場合。
- ・遺言がない場合、遺言があっても遺産の全体を網羅していない場合や相続分の指定のみの場合に利用される。
- ・家庭裁判所に、相続人の1人又は複数が、残りの相続人を相手に申立てる。
- ・特別受益や寄与分の主張、不動産や非公開株式の評価等を巡り、争いとなる。

### ②遺留分減殺請求

- ・被相続人による遺贈や生前贈与に対して、法律上、一定の相続人に留保されている最低限の割合＝遺留分。
- ・遺贈や生前贈与を受けた相続人に対して、遺留分を侵害された相続人が請求する。
- ・通常裁判所に、相続人の1人から他の相続人を被告として訴えを提起するが、家庭裁判所に遺留分侵害を理由に調停を申し立てる形態もある。

### ③相続財産の範囲を巡る訴訟

- ・遺産分割協議の前提となる、相続財産の範囲を巡り、争いがある場合。
- ・ある不動産が相続人の財産か被相続人の財産かを確定させる所有権確認の訴え、被相続人名義の預金口座から相続人の一人が使い込みをしていた場合の、名義預金の帰属を巡る不当利得返還請求の訴え等が典型例。

## 2 相続問題の紛争類型（その2）

### ④遺言無効確認訴訟

- ・遺言の効力が無効であるとして、遺言で不利益を受ける相続人から利益を受ける相続人に対して訴えが提起される。
- ・無効原因は様々であるが、被相続人が遺言書作成当時、事理弁識能力を欠いていたとの主張が多い。
- ・自筆証書遺言の記載に不備がある、公正証書遺言に方式違背がある等の理由で争われることもある。

### ⑤相続税・贈与税を巡る税務争訟

- ・被相続人の生前贈与による贈与税の申告・納付、被相続人死亡の伴う相続税申告・納付をした後、税務署からの税務調査により申告漏れを指摘され、増額更正処分を受けたような場合。
- ・課税庁を相手に不服申し立てや訴えを提起する。
- ・税法の解釈や事実認定、相続財産の評価等が争点となる。

### ⑥相続人の範囲を巡る訴訟

- ・遺産分割協議の前提となる、相続人の範囲を巡り、争いがある場合。
- ・自分の子どもと思って育ててきた子がDNA鑑定の結果、別の男性の子であることが判明した場合の親子関係存否確認の訴えや認知の訴え等の人事訴訟が前者の例。

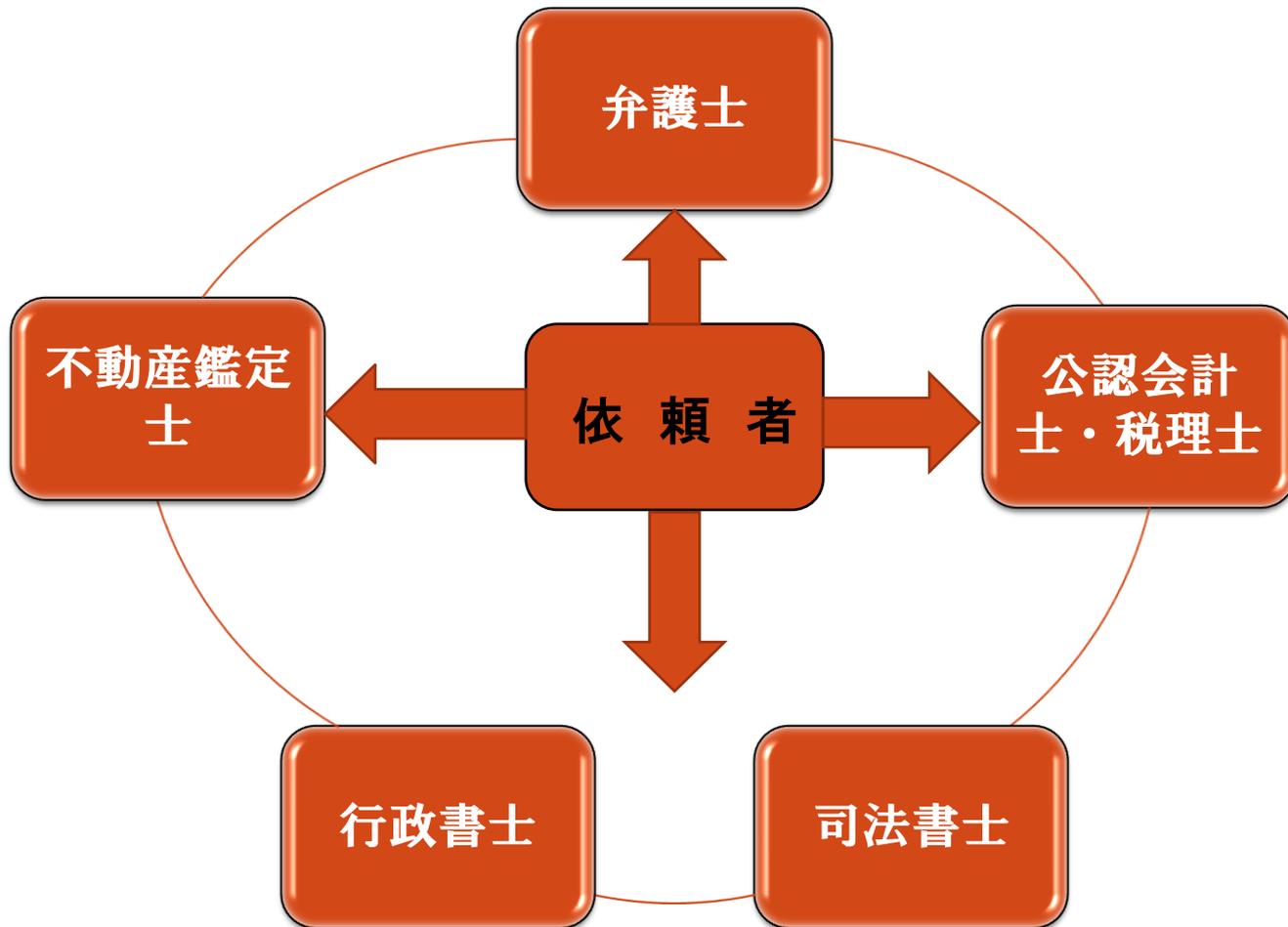
### 3 相続問題の生前対策（その1）

- 自分が亡くなってから、相続人間で揉め事が生じないようにする（＝争族対策）
- 一定額以上の資産をお持ちの方は、争族対策とともに相続税対策も必要（遺産5億円、相続人が子ども3人の場合の相続税額は1億2980万円）
- 争族対策≠相続税対策。相続税対策に固執するあまり、争族対策がおろそかになる失敗例も。
- 生前贈与、生命保険の活用は、争族対策にも相続税対策にも有効（但し、やり方を間違えなければ）。
- 遺言書の作成は、争族対策のゴール。但し、遺言書の内容次第では相続争いを助長させる失敗例も。

### 3 相続問題の生前対策（その2）



# 4 相続に関わる専門家たち



## 第2 相続紛争の実例紹介

---

- 1 遺言の解釈が争われた事例
- 2 遺言の有効性が争われた事例①
- 3 遺言の有効性が争われた事例②
- 4 遺言の内容が遺留分を侵害しているとして争われた事例
- 5 生前贈与の活用失敗事例
- 6 生命保険の活用失敗事例

# 1 遺言の解釈が争われた事例

**(最高裁平成17年7月22日判決の  
事案を基にアレンジしたもの)**

- **資料の続きを読みたい方はお問い合わせフォームからご連絡ください。**